

平成 30 年 2 月 22 日

建設農林水産部（水産振興課担当案件）

部長 表良広様

要 望 書

泊地区自治会

区長 出崎栄一



「海岸保全区域占用料の免除

～占用目的：泊コミュニティセンター～

H29-099-001

1. 要望理由と現状

- (1) 「H29 藪田地区ふれあいトークの要望事項」の1つとして、提案させていただきましたが、氷見市海岸保全区域占用料条例に基づき、漁業者の皆様が倉庫等を設置する場合と同様に、占用料をご負担願いたいとの返事をいただいております。
- (2) 一方で、平成30年1月には、富山県の方から、同じように海岸保全区域を占有している中泊バス停留所について、公共性・公益性が高いことから、占用料を免除するとの返事をいただいております。
- (3) 公共性・公益性の点で見れば、バス停留所以上に泊コミュニティセンターの方が公共性・公益性が高いことから、富山県の対応と同じように、氷見市に於いても「占用料の免除」として頂きたいと思っております。
- (4) 氷見市海岸保全区域占用料条例に基づいているとは言え、営利事業者としての漁業者の皆様と公共性・公益性を目的とするコミュニティセンターとは同じ位置づけで氷見市海岸保全区域占用料条例を適用するには、無理があると考えます。富山県の判断もこの点にあるものと推測します。
- (5) 地区としては、泊コミュニティセンター建設以降、既に、約70万円もの多額の占用料を納入しています。未来永劫に占用料を納入し続けるには大きな負担になっております。

2. 具体的な要望事項

- (1) 泊コミュニティセンターの占用料について、富山県の対応と同じように、氷見市に於いても「占用料の免除」として頂きたいと思っております。
- (2) 氷見市海岸保全区域占用料条例の定めで、現状ではこの条件に合致しないという事であれば、同条例を改定して頂き、公共性・公益性の高い占有目的の場合には、「占用料の免除」となる定めにして頂きたいと思っております。
- (3) 「占用料の免除」が出来ないのであれば、既に、該当する土地の評価価額を超える占用料を納入していると思われることから、無償で払い下げる、等の対応をして頂くということは出来ないもののでしょうか？